

北上市告示乙第26号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

令和6年3月13日

北上市長 八重樫 浩 文

種 別	名 称	位 置	区 域	供用開始の期日
街区公園	しらゆり第3公園	岩手県北上市しらゆり16番1	別紙図面のとおりに	令和6年3月15日

備考 「別紙図面」は省略し、その図面を北上市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。